

令和2年5月14日

お客さま 各位

北海道信用漁業協同組合連合会

各種貯金規定等の改定について

当会では、各種貯金規定等に下記内容のとおり変更しますので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用になりますので、あらかじめご了承ください。

※各種貯金規定等の交付をご希望の場合は、窓口までお申し付け下さい。

記

1. 改定趣旨

(1) 附則規定の各種貯金規定への組入れ

現在、附則規定としていた下記規定について各種貯金規定に組入れしました。

なお、規定内容については変更ございません。

【各種貯金規定へ組入れした附則規定】

- ① マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策等反社会的勢力介入排除等に関する規定
- ② 盗難通帳等による貯金等不正払戻し被害補償等に関する規定

2. 実施日

令和2年4月1日（水）

3. 改定対象貯金規定等

別紙「貯金規定等改定一覧表」のとおりです。

以上

貯金規定等改定一覧表

NO.	規定	改定箇所	
		マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策等反社会的勢力介入排除等に関する規定	盗難通帳による払戻し等
1	当座勘定規定	○	-
2	当座勘定規定（専用約束手形口）	-	-
3	普通貯金規定	○	○
4	総合口座取引規定	○	○
5	貯蓄貯金Ⅱ型規定	○	○
6	貯蓄貯金Ⅱ型スウィング規定	-	-
7	納税準備貯金規定	○	○
8	ICキャッシュカード規定	-	-
9	デビットカード取引規定	-	-
10	目的貯金規定	-	-
11	通知貯金規定	○	○
12	自由金利型定期貯金（大口定期）規定	○	○
13	自由金利型定期貯金（M型）規定	○	○
14	変動金利定期貯金規定	○	○
15	自由金利型期日指定定期貯金規定	○	○
16	積立定期貯金規定	○	○
17	定期積金規定	○	○
18	財形年金貯金規定	○	○
19	財形住宅貯金規定	○	○
20	一般財形貯金規定	○	○
21	決済用普通貯金規定	○	○
22	決済用総合口座取引規定	○	○
23	現金自動預入支払機による定期性貯金取引に関する規定	-	-
24	譲渡性貯金規定（信漁連のみ）	-	-
25	JFマリンネットバンク利用規定	-	-
26	振込規定	-	-
27	代金取立規定	-	-
-	反社会的勢力介入排除等に関する規定	廃止	
-	盗難通帳等による貯金等不正払戻し被害補償等に関する規定	廃止	